

現会則	改定会則案
<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p style="text-align: right;">2012. 8. 25 確認・承認 2012. 10. 01 改定 1、10. 10 改定 2 2012. 12. 1 改定 3、2013. 12. 13 改定 4</p> <p>第 1 条 本会は、燧びんごの会と称し新居浜高専同窓会である「燧会」の中国支部広島東部地区の位置づけとし、事務所を会長宅とする。</p> <p>第 2 条 本会は、会員相互の交流と親和を図る事を目的とし、原則年 2 回の懇親を行う。</p> <p style="text-align: center;">第二章 会 員</p> <p>第 3 条 本会は、次の会員をもって組織する。 新居浜工業高等専門学校の卒業生 及び在学した者で、福山市 及びその周辺地域に居住もしくは勤務している者。</p> <p style="text-align: center;">第三章 役 員</p> <p>第 4 条 本会に次の役員を置く。</p> <p>一 会長 (1 名) 二 副会長 (2 名) 三 会計監査 (2 名) 四 会計 (2 名) 五 庶務 (2 名) 六 顧問 (若干名) (あきの会と合わせて、青野春水先生)</p> <p>七 HP 担当 (1 名) 会長、副会長及び会計監査は、会員相互の推薦により選出し任期は 2 年とする。但し再任は妨げない。 会計 (2 名) 庶務係 (2 名) の選出については会長の指名とし、陣容についても会長が任意に変更することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p style="text-align: right;">2012. 8. 25 確認・承認 2012. 10. 01 改定 1、10. 10 改定 2 2012. 12. 1 改定 3、2013. 12. 13 改定 4 2015. 2. XX. 改定 5</p> <p>第 1 条 本会は、燧びんごの会と称し新居浜高専同窓会である「燧会」の中国支部広島東部地区の位置づけとし、事務所を会長宅とする。</p> <p>第 2 条 本会は、会員相互の交流と親和を図る事を目的とし、原則年 2 回の懇親を行う。</p> <p style="text-align: center;">第二章 会 員</p> <p>第 3 条 本会は、次の会員をもって組織する。 新居浜工業高等専門学校の卒業生 及び在学した者で、福山市 及びその周辺地域に居住もしくは勤務している者。</p> <p style="text-align: center;">第三章 役 員</p> <p>第 4 条 本会に次の役員を置く。</p> <p>一 会長 (1 名) 二 副会長 (2 名) 三 会計監査 (2 名) 四 会計 (2 名) 五 庶務 (若干名) 六 顧問 (若干名) (あきの会と合わせて、青野春水先生) 七 相談役 (若干名) 八 HP 担当 (1 名) 会長、副会長及び会計監査は、会員相互の推薦により選出し任期は第 6 条に定める会計年度に対応した 2 年とする。但し再任は妨げない。 <u>顧問 (若干名)、相談役 (若干名)、会計 (2 名) 庶務係 (若干名) 及び HP 担当</u>の選出については会長の指名とし、陣容についても会長が任意に変更することができる。</p>

#### 第四章 会 計

##### 第5条

本会の運営は、燧会よりの交付金、寄付金 及びその他の収入をもって充てる。

燧会よりの支援金の使途

- ① 燧会（総会、理事会）への出席補助金  
出席者に対し、びんごの会から、以下の補助金を支給する。  
総会出席 2万円、 理事会出席 1万5千円
- ② 活動経費（事務経費、他）

##### 第6条

本会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

#### 第五章 雑 則

##### 第7条

本会則の変更は、役員会で決議し、会員の賛同を得るものとする。

##### 附 則

- ①この会則は、平成25年1月1日から施行する。
- ②「びんごの会」は、燧会中国支部の位置づけになっており、広島西部地区「あきの会」と燧会理事、燧会会計窓口、及び燧会からの情報を、一体運営する。総会、懇親会、及び支部HP作成 は、個々に独立して行うが、それらの情報・案内は交換する。 また他地区の行事参加は自由参加とする。

##### (解説)

1. 会則の制定：2012.8.25 燧びんごの会の設立会において、参加者全員に承認された。
2. 改定1：2012.9.29 役員会において、年会費の徴収を行わないことの変更を決めた。
3. 改定2：2012.10.10 第4条の役員氏名を削除し、役員名は別途の名簿に記すこととした。
4. 改定3：附則②を抹消した。 第1条および役員名簿に記載あり。
5. 改定4： 「福山支部」から「中国支部広島東部地区」へ変更した。  
役員に、「顧問」と「HP担当」を追加した。  
あきの会との関係を記入した。

#### 第四章 会 計

##### 第5条

本会の運営は、燧会よりの交付金、寄付金 及びその他の収入をもって充てる。

燧会よりの支援金の使途

- ① 燧会（総会、理事会）への出席補助金  
出席者に対し、びんごの会から、以下の補助金を支給する。  
総会出席 2万円、 理事会出席 1万5千円
- ② 燧会他支部行事への出席者へは、交通費の一部を補助金として支給する。
- ③ 活動経費（事務経費、他）

##### 第6条

本会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

#### 第五章 雑 則

##### 第7条

本会則の変更は、役員会で決議し、会員の賛同を得るものとする。

##### 附 則

- ① この会則は、平成27年1月1日から施行する。
- ②「びんごの会」は、燧会中国支部の位置づけになっており、広島西部地区「あきの会」と燧会理事、燧会会計窓口、及び燧会からの情報を、一体運営する。総会、懇親会、及び支部HP作成 は、個々に独立して行うが、それらの情報・案内は交換する。 また他地区の行事参加は自由参加とする。

##### (解説)

1. 会則の制定：2012.8.25 燧びんごの会の設立会において、参加者全員に承認された。
2. 改定1：2012.9.29 役員会において、年会費の徴収を行わないことの変更を決めた。
3. 改定2：2012.10.10 第4条の役員氏名を削除し、役員名は別途の名簿に記すこととした。
4. 改定3：附則②を抹消した。 第1条及び役員名簿に記載あり。
5. 改定4：「福山支部」から「中国支部広島東部地区」へ変更した。  
役員に、「顧問」と「HP担当」を追加した。  
あきの会との関係を記入した。
6. 改定5：役員に「相談役」を追加し、庶務の人員を（若干名）とした。  
・ 役員任期は会計年度に対応することを明記した。  
・ 会長が指名する役員に顧問、相談役及びHP担当を追記した。  
・ 他支部への出席に対し、交通費の一部を負担することを追記した。